

令和5年3月
(第32回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年3月24日(金曜日)

令和5年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年3月24日（金曜日） 午後9時00分～午前10時00分

2 開催場所 佐多支所

3 (1) 出席委員（12人）

会 長	1 3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	山 之 口 勝 一
〃	2 番	北 之 口 洋 一
〃	3 番	富 田 良 成
〃	5 番	後 藤 望
〃	6 番	淵 脇 耕 二
〃	7 番	溝 田 耕 一
〃	8 番	東 山 崎 勝 一
〃	9 番	吉 永 一 雪
〃	1 0 番	田 淵 哲 朗
〃	1 1 番	徳 留 徳 次
〃	1 2 番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第109号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

議案第110号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

報告第10号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の変更について

追加議案第111号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年3月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、11番の徳留委員と12番の横原委員の両名を指名いたします。本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局長： それでは説明いたします。農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが1件でございます。

(2ページ議案第107号の議案書、3ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれ御目通しください。また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ここで担当委員の現地報告を求めます。簡潔にお願いします。

1番： 3月18日午後1時より、譲受人、田邊委員と3名で現地調査を実施しました。現地は〇〇自治会の入口に位置している。この農地は空き屋バンクに登録されている家屋に付随しているものです。今回、譲受人がこの家を購入されこの農地を無償提供する事が両方で合意され3条申請に至ったものであります。譲受人は今後、この農地を家庭菜園として利用する予定がありまして、問題はないと考えます。審議の方をよろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田邊推進委員、何かご意見等ありませんか。

事務局： 今の3条申請について1つ補足で、その他資料の5ページの方に今回、付随する農地という事で空き家調査カード、こちらに譲受人が住まわれる予定という事で添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上です。

委員： 別荘にするという感じですか。

1 番： 永住はしないそうです。魚釣りが趣味で船なども持って来られて現在住んでいる国分と行ったり来たりで楽しみたいという事で購入されたと聞いております。

委員： 住所変更もないという事ですか。

1 番： たぶん、ないです。

議長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたい
と思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、許可やむなしの方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなしでございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を
踏まえ、議案107号 受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお
願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第107号受付番号1番については、許可する事に決定
いたします。

次に議案第108号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といた
します。許可申請は1件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： それでは6ページの議案第108号の議案書をご覧ください。
議案書をもとに説明します。

(6ページ 議案第108号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については7ページから15ページまででございます。転用目
的は漁業用倉庫の建設に関するものです。
それぞれお目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますの
で、よろしく申し上げます。

議長： ここで担当委員の現地調査の報告を求めます、簡潔に申し上げます。

11 番： 3月20日(月)午前9時より橋口会長、富田委員、持留推進委員と私と事務局、
それから譲受人、司法書士立ち合いの元、現地を調査しました。
現地は〇〇より道路をはさんだ南側にあり東側南側西側と宅地に囲まれた所です。
現地状況は、菜の花が植えられていましたが、花もだいぶ散っていました。
調査の意見としましては、現地周辺は宅地化が進んでおり5条の申請は何ら問題な
いものと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長： ありがとうございます。
ただ今、事務局及び担当委員の報告がありました。これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。
担当地区の持留推進委員、何かご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。
それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたい
と思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
受付番号1番について、許可する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、許可に賛成でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を
踏まえ、議案108号受付番号1番について許可する事に賛成の方は挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第108号受付番号1番については、許可相当として県
知事に意見を送付いたします。

次に議案第109号「農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断につい
て」を議題といたします。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： それでは16ページをお開きください。議案書をもとに説明します。

(16ページ 議案第109号の議案書の読み上げ)

資料については17ページでございます。それぞれお目通しください。
非農地判断については、現況が森林の様相を呈しているなど農地に復元するこ
とが著しく困難である、また周囲の状況からみて、その土地を農地として復元し
ても継続して利用できない農地を非農地判断の基準としており、農地法の運用につ
いて第4(1)に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について、本定
例会でお諮りするものです。
農林水産省通知の「農地法の運用について」の基準に従い、17ページに掲載し
ております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判
断を行うこととされておりますので、審議をお願いするところであります。

議 長： ただ今の説明の通りですが、これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

事務局 : 今の議案について補足でその他資料の最後のページに当該地の写真とそこまでの道の地図を載せてあります。ご参照ください。

(質問、意見なし)

6 番 : 誰の申請ですか。

事務局 : この農地については、昨年のパトロールで該当地の上の土地に非農地通知書を送付したところですが、その後、所有者が事務局にいらっしゃって、下の方も同じような状態だということであったので、事務局で確認をした所でございます。先程の写真でありますように、その他資料の該当地までの道路については、このような状態で、非農地判断につきましては山林化の様子もなんですけれども、周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用できない農地を非農地判断の基準としており、事務局も農業委員の方と会長とで、確認に行きました。判断としては、その該当地の下も荒れている状態で、道路も今すぐには復旧できないという事で、農業委員会を通して追加議案として挙げた所でございます。

6 番 : 本人が申請したのではなくて、調査の中でこちらの方でそういう風にしたという事ですか。

議長 : 本人の要望といたしますか、ここは私の担当地区ですが、できれば基盤整備をした方がいいような場所です。〇〇地区の畜産農家については機械の大型化に伴って、道路も入っていませんし、道路も入っていますが、昔ながらの赤線道路で2mくらいしかありません。そういった中で、この申請地は、登っていくような場所です。舗装もされていませんし、そういった事で大変、行くのに困難だと思いました。今の所、右側の杉林は伐採もされていて、日当たりも良くなっていますが、基盤整備でもしないと、どうしても利用に大変困難な場所であるという判断をした所であります。富田委員と再度確認に行きましたが、現状では非農地と認めたくない場所です。本人の意思次第でなんとかなるような所だとは思いますが、本人も他の農地も持っていらっしゃるのでこういう不便な所は作りたくないというようなそういう受け止めをした所でございます。非農地にしても、将来的に開発でもするという風になったら同意を頂ければ基盤整備ができるわけですので、ま、そういった将来的な夢も含めております。

9 番 : 私も非農地通知書を利用し法務局で地目変更手続きをしました。ところが法務局はなかなか返事をしないんですね。こういう土地はたぶん難しいじゃないかと思うんですよ。私が1番もめているのは竹山になっている場所で、私は山林だと思うんですが、法務局は山林ではなく原野だと言います。農業委員会が山林と言えば山林だと思うんですが、なかなか法務局も大変ですよ。

事務局 : 今、9番が言われた関係ですが、法務局と話をした事があるんですけど国の方は昨年から非農地とか不成形地とか非農地判断を徹底していきなさいという事で通知されてます。地目についてはまた法務局の判断となるので決して皆さんが判断を間違っているとは言えないんですけれども、最終的には法務局での判断となりますので、そこの所はご了承頂きたいと思えます。農業委員会は国の指導の元にこういった形で調査をしているという事でよろしくお願ひします。

3 番： 会長と現地の確認へ行きましたが「会長、なんでここを非農地にせんといかんと」と言いました。見た通り綺麗に開けて下は牧草が植えてあり、言われた通り本人がやる気があれば今でも大型トラクターで植えれば畑になるような所です。一番端っここです、言われた通り道路が雨で流れて大型が入らないような所でした。本人には一応、申請はちゃんと出して許可をもらって法務局に行くようにとあってあります。そこまでしたらしょうがないな、本人のやる気次第だけど、非農地にせんなどというような事で会長と話しました。

議長： ありがとうございます。他にございませんか。
それでは、農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第109号の農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、過半数が賛成でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第109号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第109号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

次に議案第110号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(18ページ 議案第110号の議案書の読み上げ)

19ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

20ページから22ページの集積計画については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

会長： これより質疑に入りますが1番に田島推進委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則12条の議事参与の制限により退出していただきます。

(田島推進委員退出)

それでは農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

会 長： よろしいですか。他にございませんか。
それでは、農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第110号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。全推進委員、異議なしでございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第110号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第110号は計画のとおり決定いたします。

(田島推進委員入室)

次に本日、追加議案とします。議案第111号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について、議題といたします。事務局より一括説明をお願いします。

事務局長： 本日、お配りしております追加議案資料の1ページの議案第111号の議案書をご覧ください。

(1ページ 議案第111号の議案書の読み上げ)

農業委員会は、毎年度、最適化活動の目標の設定等の検討を行うこととなっております。資料の説明については、担当からお願いします。

事務局： 先程、局長より説明がありました通り、農業委員会は毎年、活動に対する目標と達成に向けた活動計画を検討する事となっております。またそれらを市町村のホームページ等で公表し、地域の農業者から意見要望等を聞いてする事となっております。それでは説明に入ります。
(追加議案に基づき説明)

議 長： これより質疑に入ります。事務局からの令和5年度最適化活動の目標の設定等に関する説明について、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いします。ご意見、ご質問などありませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決をいたします。
本件については農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。議案第111号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第111号は原案のとおり決定いたします。

次に、報告第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局より説明を求めます。

事務局長： 農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行っております15件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(23ページ 報告第10号の議案書の読み上げ)

24ページ以降に詳細を記載しておりますが、設定を受ける者の氏名の上段が、新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております、その他の詳細についてはそれぞれ御目通しください。よろしくお願ひします。
これより質疑に入ります。

議長： 農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

10番： この〇〇氏の借地料が、極端に安いと思います。荒地を借りてくれるというものもあるし、借りてくれればいいという意見もありますが、あまり安いとこちらからあっせんしたくなるんですね。農家は固定資産税とかの支払いもしているわけですから、せめて10aあたり5,000円くらいはと思っています。農業委員会へも書類は来るでしょうけど、いくらか指導をしてもらった方がいいのではと思います。

事務局長： 農地中間の関係につきましては、経済課の産業振興係が受けております。今、ご意見ありましたように、そのようにしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

6番： 以前の方からすると差額は同じですか。

事務局長： 今、この関係に関する資料を持ち合わせていないので、その辺がどうなのかお話しはできないですね。

6番： その辺りは知りたいですね。

3番： 私の所有する南川内団地も竹山の所も〇〇氏が借りたんですが、3日も4日も来て話したんですけど、私の所は竹山だったから綺麗にしてくれれば、5年間はただでいいですよと言ひました。綺麗にするのに30万も40万もかかるらしいです。当初それを差し引いて、8,000円と提案しました。しかしそれで色々話したんですけど、それでは合わない。それで何度も話し合つて彼らはどうしても6,500円だというんです。ただそれでは…という事でそのままになってはいますが。もし綺麗に畑になったらせめて8,000円とかそのくらいしないと、水利費とか払つたらいい所はないですよ。

議長： 10番の所は開発地域ですか。

10番： 私の開発地域じゃないと思うんですけど、だから農家としても負い目があるんですよ。極端に安いのはよくないと思ひます。

議 長： 先月、そのような意見が出たと思います。中間管理機構は事務局を通じて設定をするわけですが、やはり各地域の農業委員の皆さんのご意見を聞きながら、そういった借地料についてはどのような事を私も申し上げたんじゃないかと思えます。ですからあんまり3,000円というのは荒れてきたからそういった決定をされたのかもしれませんが、周辺のそういった借地料の目安があると思いますので、農業委員会の。そういった形で設定が今後進められたらいいなと思います。そこら辺りを事務局も委員との連携を取って頂ければそういった事がなくなるのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。荒地については、条件的な事を入れて2年は無料とかやっついていかないとやる人も大変だろうし、遊休農地の対象事業も行政の方でも出していらっしゃると思いますので、やっぱり1、2年は無償でいいよと地主の方も理解をしてもらえれば、荒地は1、2年じゃすぐ良い耕作地とはなりえる可能性は低いわけですので、そこら辺りを考えながらです。ね皆さん方にも進めて頂きたいなと思います。

他にございませんか。

よろしいですか。これについては報告でございますので、採決はいたしません。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言ありましたら挙手をお願いします。

事務局： ① その他（あっせん申し出）
② 4月の行事予定について

議 長： 他にございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和5年3月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員